

2026年度版

知的障がい児者・発達障がい児者(自閉症児者を含む)のための

生活サポート 総合補償制度

生活サポート協会は知的障がい児者・発達障がい児者(自閉症児者を含む)の暮らしを支援します。

普通傷害保険(特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、
職業従事中事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット)

全国生活サポート協会は「表現活動」を支援しています。

2025年度「アールブリュット作品展」において、1,081作品の応募があり、

130作品を当会ホームページ「お知らせ」に掲載いたしました。

全国の生活サポート協会にて投票を行い、票の多かった4作品を入賞といたしました。

(※作品作者名 敬称略)



きょうりゅう、おおきいな
杉原 和成(福井県)



旅行の集合写真
佐藤 隆信(神奈川県)



あれ?みんなヘビに
なっちゃった!
斉藤 諒(山形県)



馬
あつし(大阪府)

アール・ブリュットとは 「生(き)の芸術」というフランス語。正規の美術教育を受けていない人による、何ものにもとられない表現

一般社団法人全国生活サポート協会

一般社団法人埼玉県知的障害児者生活サポート協会

ご加入の皆様へ

別紙の補償概要および重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、必ず事前にご一読ください。
特に、「保険金をお支払いできない主な場合」など、皆様にとって不利益な情報が記載された部分については、その内容について必ずご確認ください。

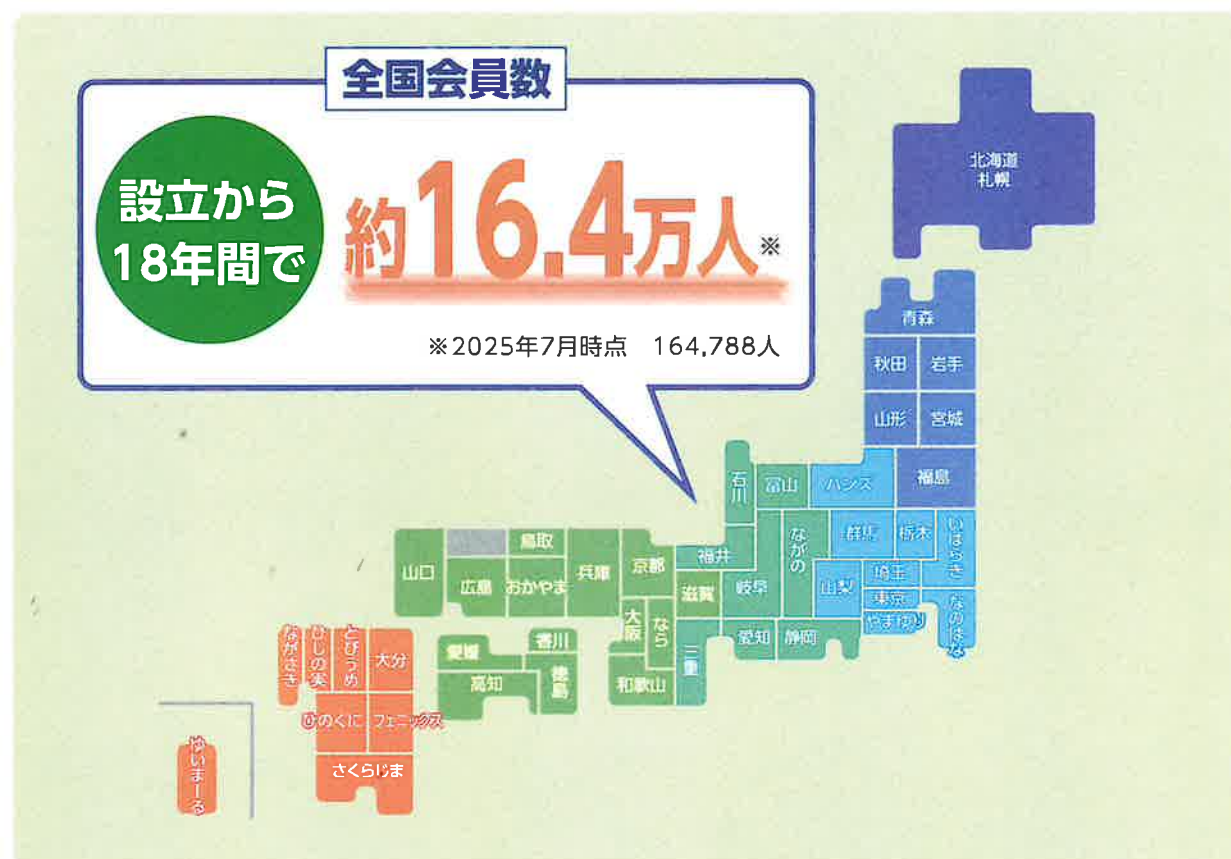
全国生活サポート協会とは…

一般社団法人全国生活サポート協会は、2006年(平成18年)11月に、知的障がい児者・自閉症児者とその家族の生活上での**安全・安心と福祉の増進に寄与する事**を目的として設立されました。

現在当会は、知的障がい児者・発達障がい児者(自閉症児者を含む)の**日常生活に関わる相談支援事業、就労に関わる相談支援事業、権利擁護に関わる相談支援事業の3事業を実施しています。**

助け合うという**互助の精神**を柱に、知的障がい児者・発達障がい児者(自閉症児者を含む)の皆さまをかけがえない存在として捉え、より豊かな生活が送れるよう支援しています。

全国での詳しい活動内容については、当会のホームページ(<https://zensapo.jp/>)をご覧ください。



当会にご入会いただくと、病気やケガによる入院や賠償事故などを補償する「生活サポート総合補償制度」をご利用いただけます。

特 長

- 1 入院給付金は**既往症や、てんかんも補償**(補償プランA・B・C・Dのみ)
- 2 個人賠償(本人のみ)は**最高3億円まで補償**
- 3 入院時に保護者(介護人を含む)の**付添や介助が必要になったとき、日額をお支払いします。**(補償プランA・B・Dのみ)
- 4 **虐待などの被害事故・逮捕・勾留に対応するための弁護士費用を補償。**(補償プランB・Cのみ)
- 5 **就労中(※)のトラブルも補償**(補償プランCのみ)(※就労移行支援・就労継続支援A・B型も含む)
- 6 **年齢にかかわらず、知的障がい児者、発達障がい児者(自閉症児者を含む)の方であればご加入いただけます。**
(ただし、補償プランDは2026年4月1日時点で0歳～64歳まで)
- 7 **24時間安心補償** 日常生活におけるケガや病気による入院を補償します。
(ただし、病気補償は補償プランA・B・C・Dのみ)
- 8 施設等が管理する財物を壊してしまった時の修理費として、**保険期間を通じて50万円まで補償**

個人賠償責任補償(本人のみ)、施設等管理下財物復旧費用について

1. 個人賠償責任補償(本人のみ)の保険金ご請求時に、法律上の損害賠償責任の有無を確認させていただきます

個人賠償責任補償の保険金ご請求時に、引受保険会社にて「法律上の損害賠償責任の有無」について、以下①、②の確認を実施させていただきます。

- ① **被保険者本人に責任能力があるかどうか**
- ② (上記①で被保険者本人に責任能力がないと判断され損害賠償責任を負わない場合) **法定の監督義務者に「法律上の損害賠償責任」が生じるかどうか**

2. 個人賠償責任補償(本人のみ)の対象となる事故は、「被保険者本人が発生させた事故」に限定します

- ・ 個人賠償責任補償について保険金のお支払いの対象となる事故は **被保険者本人が発生させた賠償事故** に限ります。
- ・ 本人が **未成年者または責任無能力者である場合** には、法定の監督義務者等が法律上の損害賠償責任を負う場合に、保険金をお支払いします。
- ・ 被保険者本人の親権者、配偶者、同居の親族、別居の未婚の子などが発生させた事故は、**補償の対象外** となりますのでご注意ください。

3. 施設財物を壊してしまった場合の修理費を補償する「施設等管理下財物復旧費用」を全てのプランで補償します

【「施設等管理下財物復旧費用」補償概要】

日常生活中に、被保険者本人が施設の壁や窓ガラスなどの施設管理財物を損壊した場合、**法律上の損害賠償責任有無を問わず**、修理するために要する費用(注)について、保険期間を通じて50万円を限度にお支払いします。

(注) 施設等に発生した損害のうち被保険者本人の責任に相当するものとして、引受保険会社の認める額とします。

対象プラン	全てのプランで補償されます
保険金額	50万円(保険期間通算限度額)
自己負担額	0円



5つのプランからお選びいただけます。

★ ご加入に際して健康診断や、医師の診察は必要ありません。

入院給付金(1・2・3)の補償開始について

入院期間	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	30日目
入院4日目から 補償プランA	補償しません			4日目から補償開始		
入院2日目から 補償プランB	補償しません	2日目から補償開始				
入院2日目から 補償プランC	補償しません	2日目から補償開始				
入院4日目から 補償プランD	補償しません			4日目から補償開始		
補償プランE						補償しません

★2026年4月1日時点で満65歳以上(昭和36年4月1日以前に生まれた方)の場合、補償プランDにはご加入いただけません。*【就労】には、就労移行支援および就労継続支援A・B型を含みます。

入所・生活介護の方におすすめ

おもに就労^①者の方におすすめ

新規加入者用

補償内容		補償項目	補償プランA	補償プランB	補償プランC	補償プランD	補償プランE
入院した時の補償	病室やケガで	入院給付金 (既往症、てんかん発作などによる入院も対象) 被保険者が病気やケガの治療(治療のための検査を含む。)により、補償期間中に開始した入院が補償の対象となります。 (ご注意) ①付添介護保険金は被保険者の年齢や心身の状態等により必要となる付添または介助が補償の対象となります。お見舞いは対象外となります。 ②差額ベッド費用は、本人のみ対象となります。付添ご家族のベッド代は対象外となります。 ③入院一時金は、①付添介護保険金、②差額ベッド費用、③入院諸費用のいずれかの支払日数が30日に達した日の翌日以降の入院についてはお支払いできません。 ④入院一時金の単独でご請求はできません。	①付添介護保険金 3時間以上の付添介護を受けた日1日につき 8,000円	①付添介護保険金 3時間以上の付添介護を受けた日1日につき 8,000円	①付添介護保険金 3時間以上の付添介護を受けた日1日につき —	①付添介護保険金 3時間以上の付添介護を受けた日1日につき 3,000円	①付添介護保険金 3時間以上の付添介護を受けた日1日につき —
		②差額ベッド費用 差額ベッド代が生じた日1日につき 3,000円	②差額ベッド費用 差額ベッド代が生じた日1日につき 3,000円	②差額ベッド費用 差額ベッド代が生じた日1日につき —	②差額ベッド費用 差額ベッド代が生じた日1日につき —	②差額ベッド費用 差額ベッド代が生じた日1日につき 3,000円	②差額ベッド費用 差額ベッド代が生じた日1日につき —
		③入院諸費用 入院1日につき 1,000円	③入院諸費用 入院1日につき 1,000円	③入院諸費用 入院1日につき 1,000円	③入院諸費用 入院1日につき 4,000円	③入院諸費用 入院1日につき 1,000円	③入院諸費用 入院1日につき —
		④入院一時金 1入院につき 5,000円	④入院一時金 1入院につき 6,000円	④入院一時金 1入院につき —	④入院一時金 1入院につき —	④入院一時金 1入院につき 3,000円	④入院一時金 1入院につき —
ケガをした時の補償	ケガをした時の補償	⑤死亡保険金 100,000円	⑤死亡保険金 100,000円	⑤死亡保険金 500,000円	⑤死亡保険金 100,000円	⑤死亡保険金 500,000円	⑤死亡保険金 100,000円
		⑥後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて 4,000~100,000円	⑥後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて 4,000~100,000円	⑥後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて 20,000~500,000円	⑥後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて 4,000~100,000円	⑥後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて 20,000~500,000円	⑥後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて 20,000~500,000円
		⑦入院保険金 入院1日につき(180日限度) 3,000円	⑦入院保険金 入院1日につき(180日限度) 5,000円	⑦入院保険金 入院1日につき(180日限度) 5,000円	⑦入院保険金 入院1日につき(180日限度) 3,000円	⑦入院保険金 入院1日につき(180日限度) 2,000円	⑦入院保険金 入院1日につき(180日限度) 2,000円
		⑧通院保険金 通院1日につき(90日限度) 2,000円	⑧通院保険金 通院1日につき(90日限度) 3,000円	⑧通院保険金 通院1日につき(90日限度) 3,000円	⑧通院保険金 通院1日につき(90日限度) 3,000円	⑧通院保険金 通院1日につき(90日限度) 2,000円	⑧通院保険金 通院1日につき(90日限度) 1,500円
他人に損害を	他人に損害を	⑨手術保険金 1事故につき1回 30,000円(入院時) 15,000円(入院時以外)	⑨手術保険金 1事故につき1回 50,000円(入院時) 25,000円(入院時以外)	⑨手術保険金 1事故につき1回 50,000円(入院時) 25,000円(入院時以外)	⑨手術保険金 1事故につき1回 30,000円(入院時) 15,000円(入院時以外)	⑨手術保険金 1事故につき1回 20,000円(入院時) 10,000円(入院時以外)	⑨手術保険金 1事故につき1回 10,000円(入院時) 5,000円(入院時以外)
		⑩個人賠償責任補償(本人のみ) 1事故あたり支払限度額 1億円	⑩個人賠償責任補償(本人のみ) 1事故あたり支払限度額 3億円	⑩個人賠償責任補償(本人のみ) 1事故あたり支払限度額 3億円	⑩個人賠償責任補償(本人のみ) 1事故あたり支払限度額 1億円	⑩個人賠償責任補償(本人のみ) 1事故あたり支払限度額 1億円	⑩個人賠償責任補償(本人のみ) 1事故あたり支払限度額 1億円
		⑪施設等管理下財物復旧費用 500,000円 (自己負担額なし)	⑪施設等管理下財物復旧費用 500,000円 (自己負担額なし)	⑪施設等管理下財物復旧費用 500,000円 (自己負担額なし)	⑪施設等管理下財物復旧費用 500,000円 (自己負担額なし)	⑪施設等管理下財物復旧費用 500,000円 (自己負担額なし)	⑪施設等管理下財物復旧費用 500,000円 (自己負担額なし)
		⑫損害賠償請求費用 1事故あたり支払限度額 —	⑫損害賠償請求費用 1事故あたり支払限度額 200万円	⑫損害賠償請求費用 1事故あたり支払限度額 200万円	⑫損害賠償請求費用 1事故あたり支払限度額 —	⑫損害賠償請求費用 1事故あたり支払限度額 —	⑫損害賠償請求費用 1事故あたり支払限度額 —
施設等管理下財物復旧費用	施設等管理下財物復旧費用	⑬法律相談費用 1事故あたり支払限度額(1回1万円限度) 5万円	⑬法律相談費用 1事故あたり支払限度額(1回1万円限度) 5万円	⑬法律相談費用 1事故あたり支払限度額(1回1万円限度) 5万円	⑬法律相談費用 1事故あたり支払限度額(1回1万円限度) —	⑬法律相談費用 1事故あたり支払限度額(1回1万円限度) —	⑬法律相談費用 1事故あたり支払限度額(1回1万円限度) —
		⑭弁護士接見費用 1事故あたり支払限度額 1万円	⑭弁護士接見費用 1事故あたり支払限度額 1万円	⑭弁護士接見費用 1事故あたり支払限度額 1万円	⑭弁護士接見費用 1事故あたり支払限度額 —	⑭弁護士接見費用 1事故あたり支払限度額 —	⑭弁護士接見費用 1事故あたり支払限度額 —
		⑮被害者見舞・治療等費用 見舞金、見舞品購入費用 被害者死亡の場合…10万円限度 被害者入院の場合…2万円限度 被害者の医療処置、入院費用等 の葬儀費用 1事故につき、合算して 10万円限度 自己負担額(3,000円)	⑮被害者見舞・治療等費用 見舞金、見舞品購入費用 被害者死亡の場合…10万円限度 被害者入院の場合…2万円限度 被害者の医療処置、入院費用等 の葬儀費用 1事故につき、合算して 10万円限度 自己負担額(3,000円)	⑮被害者見舞・治療等費用 見舞金、見舞品購入費用 被害者死亡の場合…10万円限度 被害者入院の場合…2万円限度 被害者の医療処置、入院費用等 の葬儀費用 1事故につき、合算して 10万円限度 自己負担額(3,000円)	⑮被害者見舞・治療等費用 見舞金、見舞品購入費用 被害者死亡の場合…10万円限度 被害者入院の場合…2万円限度 被害者の医療処置、入院費用等 の葬儀費用 1事故につき、合算して 10万円限度 自己負担額(3,000円)	⑮被害者見舞・治療等費用 見舞金、見舞品購入費用 被害者死亡の場合…10万円限度 被害者入院の場合…2万円限度 被害者の医療処置、入院費用等 の葬儀費用 1事故につき、合算して 10万円限度 自己負担額(3,000円)	⑮被害者見舞・治療等費用 見舞金、見舞品購入費用 被害者死亡の場合…10万円限度 被害者入院の場合…2万円限度 被害者の医療処置、入院費用等 の葬儀費用 1事故につき、合算して 10万円限度 自己負担額(3,000円)
		⑯損壊財物復旧費用 —	⑯損壊財物復旧費用 —	⑯損壊財物復旧費用 —	⑯損壊財物復旧費用 —	⑯損壊財物復旧費用 —	⑯損壊財物復旧費用 —
職業従事中事故対応費用補償	職業従事中事故対応費用補償	⑰疾病葬祭費用保険金 支払限度額 100,000円	⑰疾病葬祭費用保険金 支払限度額 100,000円	⑰疾病葬祭費用保険金 支払限度額 —	⑰疾病葬祭費用保険金 支払限度額 —	⑰疾病葬祭費用保険金 支払限度額 —	⑰疾病葬祭費用保険金 支払限度額 —
		掛金(1年間) 24,270円	掛金(1年間) 30,170円	掛金(1年間) 26,960円	掛金(1年間) 19,610円	掛金(1年間) 13,230円	掛金(1年間) —
		—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—

※1施設職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災保険の適用となります。【被保険者】(補償額をご参照ください)に該当する方がいない場合には、保険金をお支払いできません。詳しくは取扱代理店・扱者へお問い合わせください。
※2他人の物でも、預かったり借りている物への損害は補償の対象とはなりません。

注)個人賠償責任補償、弁護士費用等補償などの補償について、別の保険契約にてこれらと同様の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。

注)被保険者が受け取るべき保険金がある場合で、かつ被保険者が亡くなった場合、保険金の受取人は法定相続人となります。

注)掛金には会費(制度運営費)が含まれています。
注)補償プランの各補償項目に「—」と記載がある場合は、補償の対象外となります。

例えば…

こんな時に
お役に立ちます。

入院給付金

嘔吐や腹痛の症状があり受診したところ、
腸閉塞とわかり13日間入院した。
個室を利用し、母親が1日6時間程度付添介護にあたった。

入院2日目から
補償
プラン(B)
の場合

- | | |
|----------|----------------------|
| ①付添介護保険金 | 8,000円×12日 = 96,000円 |
| ②差額ベッド費用 | 3,000円×12日 = 36,000円 |
| ③入院諸費用 | 1,000円×12日 = 12,000円 |
| ④入院一時金 | 6,000円 |

お支払
保険金合計 **150,000円**



個人賠償責任補償(本人のみ)

自転車で35歳男性と衝突し、
男性は脳挫傷を負い 自転車事故も対応
終身常時介護が
必要となった。
1億3,000万円の賠償。



補償プランB・Cの場合

お支払
保険金合計 **1億3,000万円**

個人賠償責任補償(本人のみ)

大きな音に驚き
手を振り回したため、
近くにいた女性の
眼鏡を壊してしまい、
損害賠償責任を負った。



お支払
保険金合計 **30,000円**

職業従事中事故対応費用補償

思い通りにならず
勤務中に会社ノートPCの
上蓋を強く閉め、
液晶画面を
破損させてしまった。



補償プランCのみ

お支払
保険金合計 **100,000円**

ケガの補償

ガラスに衝突して
顔に裂傷を負い、
10日間通院した。



補償プラン
B・Cの場合

⑧通院保険金
3,000円×10日=30,000円
お支払
保険金合計 **30,000円**

弁護士費用等補償

不当に解雇されたため、
弁護士に相談し
損害賠償を請求した。
(不当解雇)



補償プランB・Cのみ

お支払
保険金合計 **350,000円**
(損害賠償請求費用) (法律相談費用)

施設等管理下財物復旧費用

パニックになってしまい
施設の窓ガラスを
割ってしまった



お支払
保険金合計 **200,000円**

Q & A よくあるご質問をご紹介します。

Q 既往症で入院しても、
入院給付金の支払い対象に
なりますか？

A はい。先天性の疾病に起因する病気や、
てんかん発作による入院なども
支払いの対象となります。

Q 公的医療制度により治療費を
負担しない場合でも、「ケガの補償」や
「入院給付金」は支払い対象になりますか？

A はい。通院・入院したという事実に対して
お支払いいたしますので、
ご請求いただけます。

Q 加入依頼書の所属欄には何を記入するのでしょうか？

A ご本人が通われている会社名や、日中活動をされている施設名・作業所名を記入してください。
2か所に通われている場合どちらか1つをご記入ください。

Q 加入する際に医師の診察などが
必要ですか？

A いいえ。
医師の診察は不要です。

加入依頼者(申込人)

保護者(または成年後見人等) ※後見人等の法定代理人が加入手続きを行う場合、後見人等であることがわかる公的書類もご提出ください。

被保険者(補償の対象者)

知的障がい児者または発達障がい児者(自閉症児者を含む)

補償期間(保険のご契約期間)

2026年4月1日から2027年4月1日午後4時までの1年間 ※次年度以降、口座振替により自動的に継続されます。

加入方法・掛金

■新規加入(4月1日午前0時補償開始)

入会申込書兼加入依頼書にご記入・ご署名の上、①・②・③を事務局へお出しください。

(④はお客さま控です。)

掛金は口座振替となりますので入会申込書兼加入依頼書の金融機関欄もご記入・ご捺印ください。

■入院4日目から補償プランA / 掛金… 24,270円(保険料 21,770円) ■入院4日目から補償プランD / 掛金… 19,610円(保険料 17,110円)

■入院2日目から補償プランB / 掛金… 30,170円(保険料 27,670円) ■入院給付金なしプランE / 掛金… 13,230円(保険料 10,730円)

■入院2日目から補償プランC / 掛金… 26,960円(保険料 24,460円)

口座振替日：5月12日(金融機関が休日の場合は翌営業日)

締切日：3月10日

[継続加入の口座振替日:毎年5月12日(金融機関が休日の場合は翌営業日)]

5月上旬に加入者証兼振替案内が加入者住所に送付されます。



■中途加入(5月1日以降に加入される場合)

入会申込書兼加入依頼書にご記入・ご署名の上、事務局へお出しください。

お振込み掛金は、下記掛金表の太字の金額となります。 例)補償プランA 5月加入⇒21,770円

詳しくは、事務局までお問い合わせください。

【補償期間：加入日(毎月1日午前0時)～2027年4月1日午後4時】

加入日の翌月上旬に加入者証が加入者住所に送付されます。

締切日…毎月20日

加入日…締切日の翌月の1日

掛金…初年度の掛金は右記の掛金表でご確認のうえ、締切日までにご案内の口座まで掛金をお振り込みください。

*掛金には制度運営費が含まれています。

*保険料は過去の実績等をもとに加入者10,000名以上の場合の多数割引を適用したものです。

加入日	掛金表(保険料)				
	入院4日目から補償プランA	入院2日目から補償プランB	入院2日目から補償プランC	入院4日目から補償プランD	入院給付金なし補償プランE
5月1日	21,770円 (19,430円)	27,040円 (24,700円)	24,350円 (22,010円)	17,730円 (15,390円)	12,170円 (9,830円)
6月1日	19,880円 (17,690円)	24,660円 (22,470円)	22,220円 (20,030円)	16,210円 (14,020円)	11,140円 (8,950円)
7月1日	17,940円 (15,910円)	22,250円 (20,220円)	20,050円 (18,020円)	14,630円 (12,600円)	10,080円 (8,050円)
8月1日	16,010円 (14,130円)	19,830円 (17,950円)	17,890円 (16,010円)	13,070円 (11,190円)	9,030円 (7,150円)
9月1日	14,100円 (12,380円)	17,430円 (15,710円)	15,730円 (14,010円)	11,530円 (9,810円)	7,990円 (6,270円)
10月1日	12,180円 (10,620円)	15,050円 (13,490円)	13,580円 (12,020円)	9,980円 (8,420円)	6,930円 (5,370円)
11月1日	10,250円 (8,840円)	12,640円 (11,230円)	11,420円 (10,010円)	8,400円 (6,990円)	5,880円 (4,470円)
12月1日	8,320円 (7,070円)	10,240円 (8,990円)	9,260円 (8,010円)	6,850円 (5,600円)	4,830円 (3,580円)
1月1日	6,410円 (5,310円)	7,850円 (6,750円)	7,110円 (6,010円)	5,300円 (4,200円)	3,790円 (2,690円)
2月1日	4,480円 (3,540円)	5,430円 (4,490円)	4,940円 (4,000円)	3,750円 (2,810円)	2,720円 (1,780円)

※加入日が3月1日の設定はありません。

*当制度に保険期間の途中で加入した場合、入院給付金(4ページ)のお支払い対象期間は下表のとおりとなります。病気による入院については、ご加入日(補償の開始日)からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に開始した入院がお支払いの対象となりますのでご注意ください。

中途加入日(補償開始日)

30日

病気による入院

×

×

← 待機期間(30日) →

◎

31日以降に開始した入院がお支払いの対象です。(ただし所定の要入院日数以上の入院の場合)

ケガによる入院

×

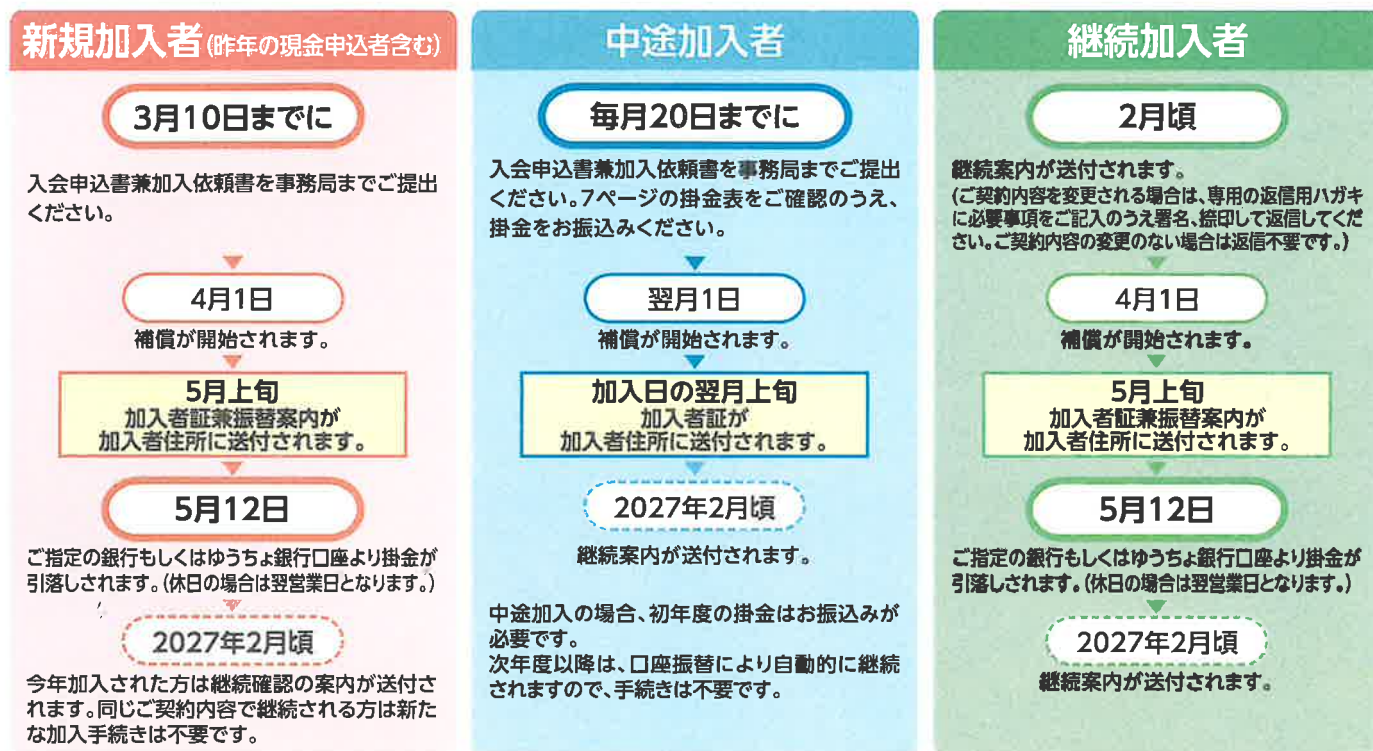
◎

中途加入日以降に発生したケガによる入院がお支払いの対象です。

用語の説明

ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を除きます。 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。
手術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。
被保険者	保険の対象となる方または保険の補償を受けられる方をいいます。
保険金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
保険金額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。

【ご加入の流れ】



保険金請求の流れ

補償期間中にこの制度の対象となる事故(ケガや病気、個人賠償事故等)にあわれた場合は、担当代理店・扱者または引受保険会社に事故発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生状況およびケガや損害の程度についてご通知ください。その後の手続きについてご案内します。正当な理由無くご通知をいただけない場合などには、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いしますので、ご注意ください。

次の場合、下記へご連絡ください。

- (1) 後日お配りする加入者証の記載内容に変更があったとき(例えば住所変更など)
- (2) 保険の内容あるいは手続きについてのお問い合わせ
- (3) 団体の構成員(会員)でなくなった場合(補償を継続できなくなるため)

- ・引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。
- ・契約者である団体は、入会申込書兼加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。引受保険会社における個人情報の取扱いについては、重要事項説明書にてご確認ください。
- ・このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細については担当代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

加入に関するお問い合わせ先

事務局

(加入依頼書等送付先)



一般社団法人埼玉県知的障害児者生活サポート協会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町4-20-10

アクシーズタワー浦和岸町2F

TEL:048-824-9881 FAX:048-824-9888

受付時間:午前9時～午後4時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.saitamasapo.jp/>

補償に関するお問い合わせ先

担当代理店

株式会社ジェイアイシー

〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-11 新宿三井ビル2号館2F

TEL:03-5321-3373

FAX:03-5321-4774

受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



引受保険会社

AIG損害保険株式会社

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

東京第二プロチャネル営業部

TEL:03-5401-3660

受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

このパンフレットは見やすく読みやすいユニバーサルデザインフォントを使用しています。

A・B・C・D・Eプラン用

生活サポート総合補償制度の補償概要

この補償概要は主な場合を記載しておりますので、具体的な内容については取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。また、プランによってセットされている補償が異なり、補償できない補償項目がありますのでご注意ください。

補償概要中の主な用語はパンフレットの「用語のご説明」をご参照ください。

病気やケガで入院したときの補償

(国内外補償)

入院給付金

■保険金をお支払いする主な場合

被保険者が病気またはケガを被り、その直接の結果として保険期間中に開始した入院が所定の要入院日数以上となった場合

(注1) 病気については、保険期間開始以前の発病についてもお支払いの対象となりますが、ケガについては、保険期間開始後に被り、かつ、事故日を含めて180日以内に医師の治療を開始した場合にお支払いの対象となります。

(注2) 当制度に中途で加入された場合、病気による入院についてはご加入日(補償の開始日)からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に開始した入院がお支払いの対象となります。

■お支払いする保険金

傷害疾病付添介護保険金(付添介護保険金)

要入院日数以降の付添介護(※)を受けた入院1日につき傷害疾病付添介護保険金日額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて30日を限度とします。

(※) 親族または介護人(被保険者が利用している施設などの職員など)による付添または介助をいい、1日につき通算3時間以上行った場合に限りです。

傷害疾病入院時室料差額費用保険金(差額ベッド費用)

要入院日数以降の差額ベッド代が生じた入院1日につき傷害疾病入院時室料差額費用保険金日額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて30日を限度とします。

傷害疾病入院諸費用保険金(入院諸費用)

要入院日数以降の入院1日につき傷害疾病入院諸費用保険金日額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて30日を限度とします。

傷害疾病入院一時金(入院一時金)

要入院日数以降に入院が継続した場合、1回の入院について1回に限り、傷害疾病入院一時金の全額をお支払いします。ただし、傷害疾病入院諸費用保険金・傷害疾病入院時室料差額費用保険金・傷害疾病付添介護保険金のいずれかの支払日数が保険期間を通じて30日に達した日の翌日以降の入院については傷害疾病入院一時金をお支払いできません。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由のいずれかによる病気またはケガ

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によって被った病気またはケガ。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金をお支払いします。
- アルコール依存、薬物依存または薬物乱用によって被った病気もしくはケガ。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金をお支払いします。

- 放射線照射・放射能汚染

- 妊娠または出産

- むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

次の事由により被保険者が被ったケガ

- 地震・噴火またはこれらによる津波

- 自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)*・原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転

など

ケガをしたときの補償

(国内外補償)

■保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金

死亡保険金

被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご加入の死亡保険金額の全額をお支払いします。

(注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡保険金額から控除してお支払いします。

後遺障害保険金

被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご加入の死亡保険金額の4%~100%をお支払いします。

(注) お支払いする後遺障害保険金は、保険期間を通じて、ご加入の死亡保険金額が限度となります。

入院保険金

被保険者がケガにより入院した場合に、[ご加入の入院保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)

通院保険金

被保険者がケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含み

ます。)した場合に、[ご加入の通院保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度)

(※1) 骨折・脱臼・靱帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。

(※2) 固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。

手術保険金

被保険者がケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度)

①入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10]

②①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5]

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じたケガなど

- 故意または重大な過失

- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為

- 自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)*・原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転中に被ったケガ

- 病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気によち意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など)

- 入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)

- 妊娠・出産・早産

- むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

- 地震・噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合を除きます。)

- 特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など)

- 戦争・革命・内乱・暴動

- 放射線照射・放射能汚染

など

他人に損害を与えたときの補償

(国内外補償)

個人賠償責任補償

■保険金をお支払いする主な場合

①本人(加入者証記載の被保険者)が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物(※1)に損害を与えたり、国内で電車など(※2)を運行不能にさせて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合

- 本人の居住のための住宅の所有・使用・管理に起因する事故

- 日常生活に起因する事故

②本人が施設等管理下財物(※3)に損害を与えたことにより、被保険者がその復旧費用(※4)を負担した場合

(※1) 施設等管理下財物(※3)を除きます。

(※2) 電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用車をいいます。

(※3) 本人が入所または通所している施設等が所有、使用または管理する不動産および動産をいいます。

(※4) 施設等に発生した損害のうち本人の責任に相当するものとして、当会社の認める額とします。

被保険者の範囲

①【保険金をお支払いする主な場合①】の被保険者の範囲

ア. 本人(加入者証記載の被保険者をいいます。)

イ. 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等(※1)。ただし、本人に関する事故に限りします。

②【保険金をお支払いする主な場合②】の被保険者の範囲

ア. 本人

イ. 本人の親族(※2)

ウ. 本人の成年後見人、保佐人または補助人

(※1) 法定の監督義務者および準監督義務者(※3)ならびにこれらの者に代わって本人を監督する者(※4)をいいます。

(※2) 本人の6親等内の血族、配偶者および6親等内の姻族をいいます。

(※3) 法定の監督義務者に準ずべき者として、法律上の損害賠償責任を負担する者(「本人の親族」、「本人が入所または通所している施設等」等)をいいます。

(※4) 監督義務者に代わり監督する者として、法律上の損害賠償責任を負担する者(「本人の親族」、「本人が入所または通所している施設等」等)をいいます。

■お支払いする保険金

①保険金をお支払いする主な場合①の保険金

次の損害賠償金や費用の額に対して、保険金をお支払いします。

- 損害賠償金(1事故につきご加入の保険金額限度)

- 訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。)

②保険金をお支払いする主な場合②の保険金

復旧費用(※1)に対して施設等管理下財物復旧費用保険金をお支払いします。(保険期間を通じて50万円限度)

(注1) 損害賠償金・復旧費用(※1)の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。

(注2) 被害者からの損害賠償請求に対して、引受保険会社は被害者との示談、調停などの法律行為を行うことはできませんが、その解決

- にあたるための助言、協力を行います。
- (注3) 他人の物(施設等管理下財物(※2)を含みます。)を損壊した場合、それを新しく購入した金額をお支払いする保険ではありません。破損物の事故日時点での価値(時価額)で算定した損害額または修理費のいずれか低い額のうち、被保険者の責任の割合に応じた額をお支払いします。
- (※1) 施設等に発生した損害のうち本人(加入者証記載の被保険者)の責任に相当するものとして、当会社の認める額とします。
- (※2) 本人が入所または通所している施設等が所有、使用または管理する不動産および動産をいいます。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた損害

【共通】

- 故意
- 地震・噴火またはこれらによる津波

など

【施設等管理下財物(※1)以外に生じた損害の場合】

- 職務・アルバイト業務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)(※2)
- 自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車、船舶、航空機などの所有・使用・管理による損害賠償責任
- 被保険者の心神喪失による損害賠償責任
- 同居の親族に対する損害賠償責任
- 他人から借りたり預かったりした物に対する損害賠償責任(※2)

など

【施設等管理下財物(※1)に生じた損害の場合】

- 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害
- 自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車、船舶、航空機などの所有・使用・管理による損害

など

(※1) 本人(加入者証記載の被保険者)が入所または通所している施設等が所有、使用または管理する不動産および動産をいいます。

(※2) 本人が入所または通所している施設等が被保険者となる場合は、この規定を適用しません。

弁護士費用等の補償

(国内補償)

弁護士費用等補償

■保険金をお支払いする主な場合

【損害賠償請求費用・法律相談費用】

被保険者が保険期間中に日本国内において次の①～⑤の被害事故を被るにより、損害賠償請求を行うために損害賠償請求費用を負担した場合、または弁護士等(※1)への法律相談を行うことにより法律相談費用を負担した場合

- ①偶然な事故により被保険者が被った身体の障害または財物の損壊
- ②消費者被害(※2)
- ③被保険者が所有する財物を盗取、詐取または横領されること。
- ④不当解雇
- ⑤虐待(※3)

(※1) 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。

(※2) 被保険者が最終消費者として価格が10万円以上の物品を購入したことにより経済的な不利益を被ることをいい、かつ、その原因が以下の事由、または以下の事由によると疑われるものとします。

- ㊦事業者の虚偽または誇大な広告その他事業者による消費者の利益を不当に害す行為
- ㊧事業者による消費者の自主的な選択または合理的な選択を阻害する行為

(※3) 虐待とは、障がい者に対する虐待をいい、具体的には以下の行為、または以下の行為に該当すると疑われるものをいいます。

- ㊦身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく身体を拘束すること。
- ㊧わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
- ㊨著しい暴言、著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ㊩障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、㊦から㊨までに掲げる行為と同様の行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- ㊪財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

【接見費用】(弁護士接見費用)

被保険者が保険期間中に身体拘束(逮捕または拘留)され、弁護士への接見(面会)を依頼したことにより接見費用を負担した場合。ただし、不起訴または無罪判決となった場合に限りです。

■お支払いする保険金

【損害賠償請求費用・法律相談費用】

1回の被害事故につき、損害賠償請求費用保険金は200万円、法律相談費用保険金については5万円(1回の相談につき1万円)をお支払いの限度とします。なお、被害事故が虐待である場合、初年度契約の保険責任の開始日から180日以内に発生した虐待については保険金をお支払いしません。

【接見費用】(弁護士接見費用)

1回の身体拘束につき1万円をお支払いの限度とします。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた損害

- 故意または重大な過失
- 闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- 被保険者が受けた診察などの医療行為
- 専ら被保険者またはその使用者の業務の用に供される財物および被保険者またはその使用者の業務に関連して受託した財物の損壊

など

職務中の他人への身体の障害、財物損壊の補償 (国内外補償)

職業従事中事故対応費用補償

■保険金をお支払いする主な場合

被保険者の就業中または職業訓練中の行為による保険期間中の偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合

■お支払いする保険金

被害者へお支払いする次の費用の合計額から自己負担額(3千円)を控除した額をお支払いします。ただし、お支払いする保険金は、1回の事故につき保険金額を限度とします。

①被害者見舞・治療等費用

ア、見舞金、見舞品購入費用として負担した費用。ただし、以下の金額を限度とします。

被害者が死亡した場合 10万円

被害者が入院した場合 2万円

イ、被害者の内科処置、外科処置、X線検査、歯科処置、緊急移送、入院、補てつ装置および職業看護師雇入れのために現実に支出した通常要する費用およびそれらに伴う交通費など

ウ、葬祭費用

②損壊財物復旧費用

損壊した財物の修理費用(修理できない場合は再取得費用)

■保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかの事由によって生じた損害

- 故意
- 同居の親族に生じた身体の障害または財物の損壊
- 被保険者の使用人が被保険者の事業に従事中に被った身体の障害
- 被保険者の占有を離れた財物、または終了した仕事の結果に起因する身体の障害または財物の損壊
- 財物の目減りまたは原因不明の数量不足
- 作業によって通常避けることのできない変色、摩耗、品質劣化など
- 通常の作業工程上生じた修理または加工の拙劣または仕上不良など
- 冷凍・冷蔵装置の電気的・機械的事故、破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化などによる装置内の財物損壊

など

病気で死亡したときの補償

(国内外補償)

疾病葬祭費用保険金

■保険金をお支払いする主な場合

被保険者が保険期間中に病気により死亡し葬儀が行われた場合 保険契約者または被保険者の親族(※)、成年後見人、入居施設などが負担した葬祭費用に対して、ご加入の保険金額を限度として、その費用の負担者に疾病葬祭費用保険金をお支払いします。ただし、葬祭などを開始した日が保険期間中である場合または保険期間の終了日から60日を経過した日までの間である場合に限りです。

(※) 加入者証記載の被保険者の6親等内の血族、配偶者および6親等内の姻族をいいます。

(注) 同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額がご負担額を超えることはありません。

■保険金をお支払いしない主な場合

次に掲げる事由のいずれかによって発病した病気による被保険者の死亡

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転中に生じた事故
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

など

地震などによる傷害(ケガ)の補償

地震・噴火・津波危険補償

■保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガをした場合に、「ケガをしたときの補償」の死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金、手術保険金をお支払いします。